

総務教育常任委員会資料

(令和2年1月21日)

[件名]

今後の定期監査について…………… 1

監 査 委 員 事 務 局

今後の定期監査について

令和2年1月21日

監査委員事務局

業務適正化（内部統制）の導入により執行部において事務の網羅的なチェックが行われるようになったことを受け、令和元年度決算に係る定期監査からこの取組を踏まえて、これまで以上に効果的、効率的に監査を行い、トータルで事務の質の向上を図ることとします。

1 主な見直し内容

(1) 監査手法等の見直し

① 実地監査数の見直し

過去の監査において不適切事案が少ない所属など業務が適正に行われていると認められる所属については、原則5年に1回（現在：原則3年に1回）とする。

② 監査資料の見直し

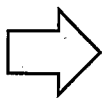
業務適正化導入に伴い執行部で作成しているチェックシートや財務システム等を活用し、監査資料を簡素化する。

(2) 業務適正化の取組の活用

執行部の業務適正化に係る実地検査結果等を監査で活用するとともに、監査の結果等を年度中途であっても適宜、業務適正化の取組に反映させ、事務の迅速な改善につなげる。

(3) 3E監査等の推進

業務適正化の取組により不適切な事案の減少が見込まれることから、「事業の3E（経済性、効率性及び有効性）の評価」、「重要事項の掘り下げ」に一層重点を置いた監査を実施。



「住民の福祉の増進」（地方自治法第1条の2）、「最少の経費で最大の効果」（同法第2条第14項）、「組織運営の合理化」（同法第2条第15項）の推進に資する。

2 その他

業務適正化の導入を踏まえ、監査の適正かつ有効な実施を図るために定めている「鳥取県監査基準」を地方自治法に基づき国から示された監査基準指針に準拠し全面改正する。

